

学校施設の 長寿命化計画策定に係る解説書（抜粋）

平成29年3月

文部科学省

第1章 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）とは

（1）学校施設の長寿命化計画の位置づけ

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）においては、各地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにし、整備の基本的な方針として「公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成28年度までに策定することとなっている。

さらに、各地方公共団体は、総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を平成32年（2020年）頃までに策定することとなっている。このうち、特に、教育委員会が所管する域内の学校施設等を対象として、基本的な方針に基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画を「学校施設の長寿命化計画」ということとして、文部科学省では平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（以下、「手引」という。）を作成している。

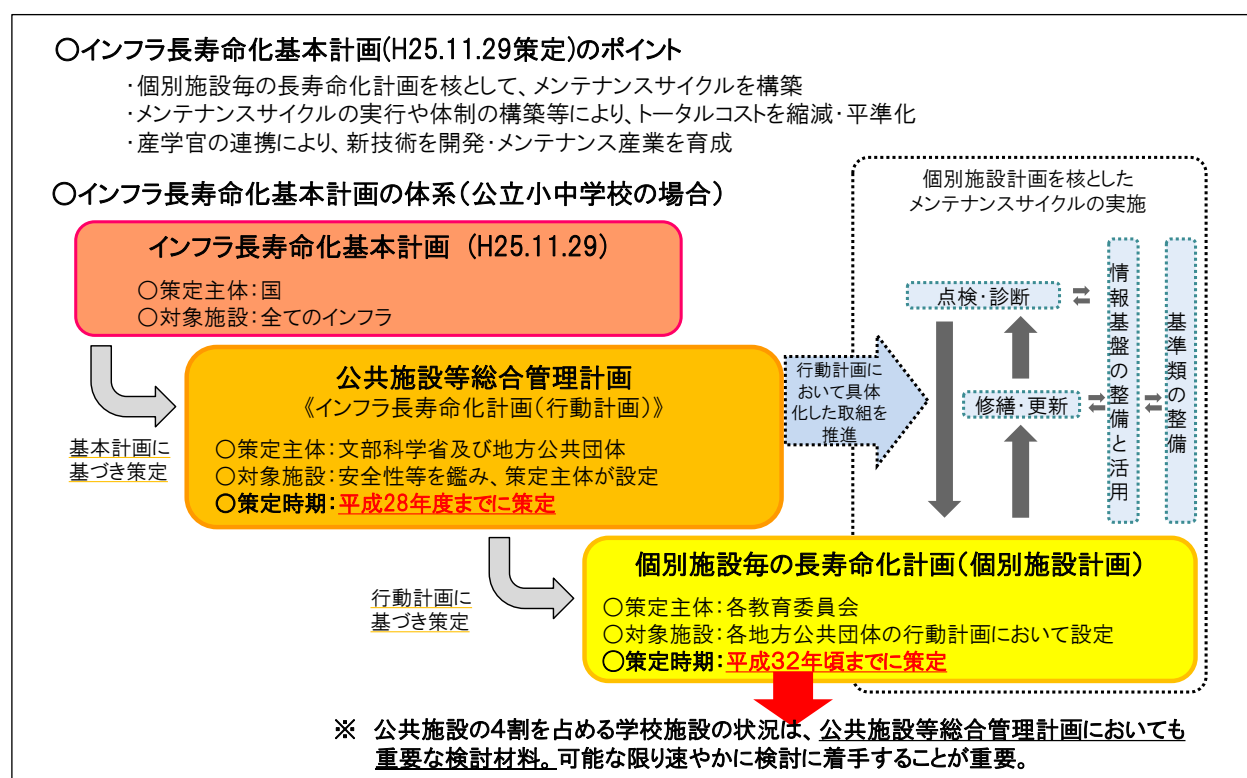


図 インフラ長寿命化基本計画の体系

■ 学校施設の長寿命化計画策定の目的

地方公共団体による学校施設の長寿命化計画策定の主な目的は、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することである。

なお、昭和40年代後半から50年代にかけて建築された公立小中学校施設が多いことを踏まえると、たとえ改築から長寿命化改修への転換を図ったとしても、多くの地方公共団体においては、今後10～20年間に、改修等に多額の費用を要するものと考えられる。各地方公共団体は、策定した学校施設の長寿命化計画に沿った整備が実施できるよう、当該計画を、地方公共団体全体における中長期的な予算配分戦略の検討につなげていくことが望まれる。

■ 学校施設の長寿命化計画の検討体制

学校施設の長寿命化計画を検討する際には、学校施設が教育以外の様々な機能を担っていることや、その利用者も、児童生徒、教職員のほか、保護者、地域住民など多岐にわたっていることを踏まえ、幅広い関係者の参画を得ることが重要である。

その際、以下のような幅広い関係者から構成される検討委員会を設置することも考えられる。

- ・ 教育委員会施設整備担当課、学校教育担当課、社会教育担当課、教育委員
- ・ 財政部局、地域政策部局、まちづくり部局、建設部局、防災部局等の関係部局
- ・ 学校教育の専門家、建築の専門家
- ・ ソフト面の目標や課題に対応したハード面の施策を提案できるコーディネーター的な人材（幅広い業務経験を持つ職員、学校教育に精通した学校建築の専門家）
- ・ 教職員、保護者、地域住民

また、計画策定の際には、首長も含めた部局間の調整や住民へのパブリックコメント等を通じて十分な共通認識・合意形成を図り、計画の実行性を担保することも重要である。

■ 計画策定後の公表の重要性

策定した学校施設の長寿命化計画については、校長等の学校教職員はもとより地域住民に対して積極的に公表し、情報共有を図ることが重要である。そのため、計画は簡潔でわかりやすい文章とし、データについてもグラフ化するなど地域住民に分かりやすい資料となるよう工夫することが重要である。

公表・広報の方法としては、ホームページへの掲載や地域の広報誌等の活用、パンフレットの作成等が考えられる。

併せて、学校施設を改築ではなく長寿命化することに対して理解を得るためには、改修後の学校施設の見学会を開催することも有効である。

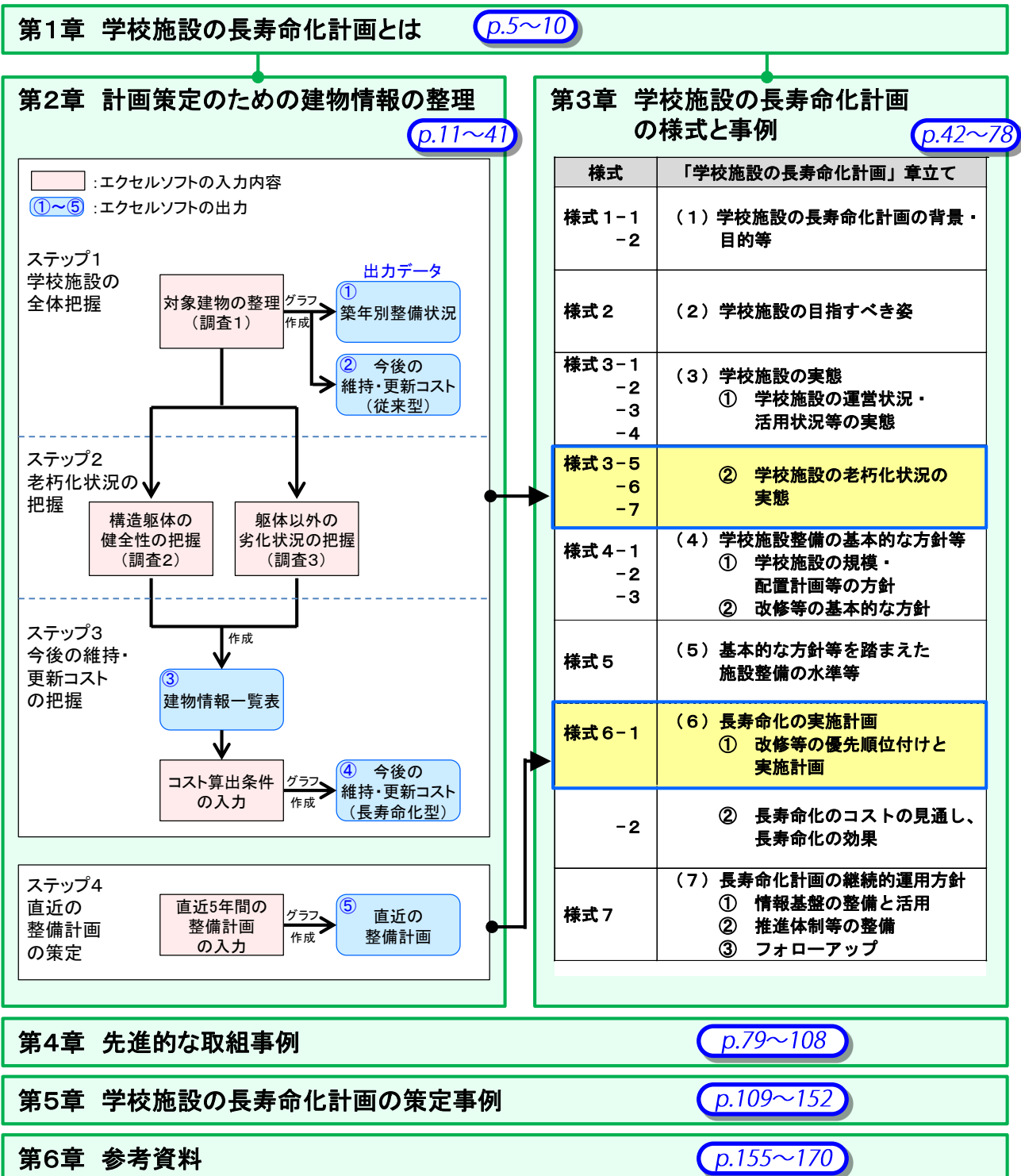
地方公共団体が有する学校施設や財政の状況、今後の学校施設整備の方向性に対する地域住民の理解を促すことで、双方向のコミュニケーションが生まれ、結果的に学校施設整備に対する満足度も向上するものと考えられる。

(2) 本解説書の構成

「第2章 計画策定のための建物情報の整理」では、計画策定の基礎となる建物情報を整理し、老朽化状況を反映した今後の維持・更新コストの算出手法および直近の整備計画の策定方法について解説する。

「第3章 学校施設の長寿命化計画の様式と事例」では、手引に示された盛り込むべき事項に基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、事例を交えて具体的に留意点等を解説する。ここで、様式3-5～3-7、6-1については、第2章で作成した表やグラフ（以下、「出力データ」という。）①～⑤を活用して作成することができる。

<本解説書の構成>



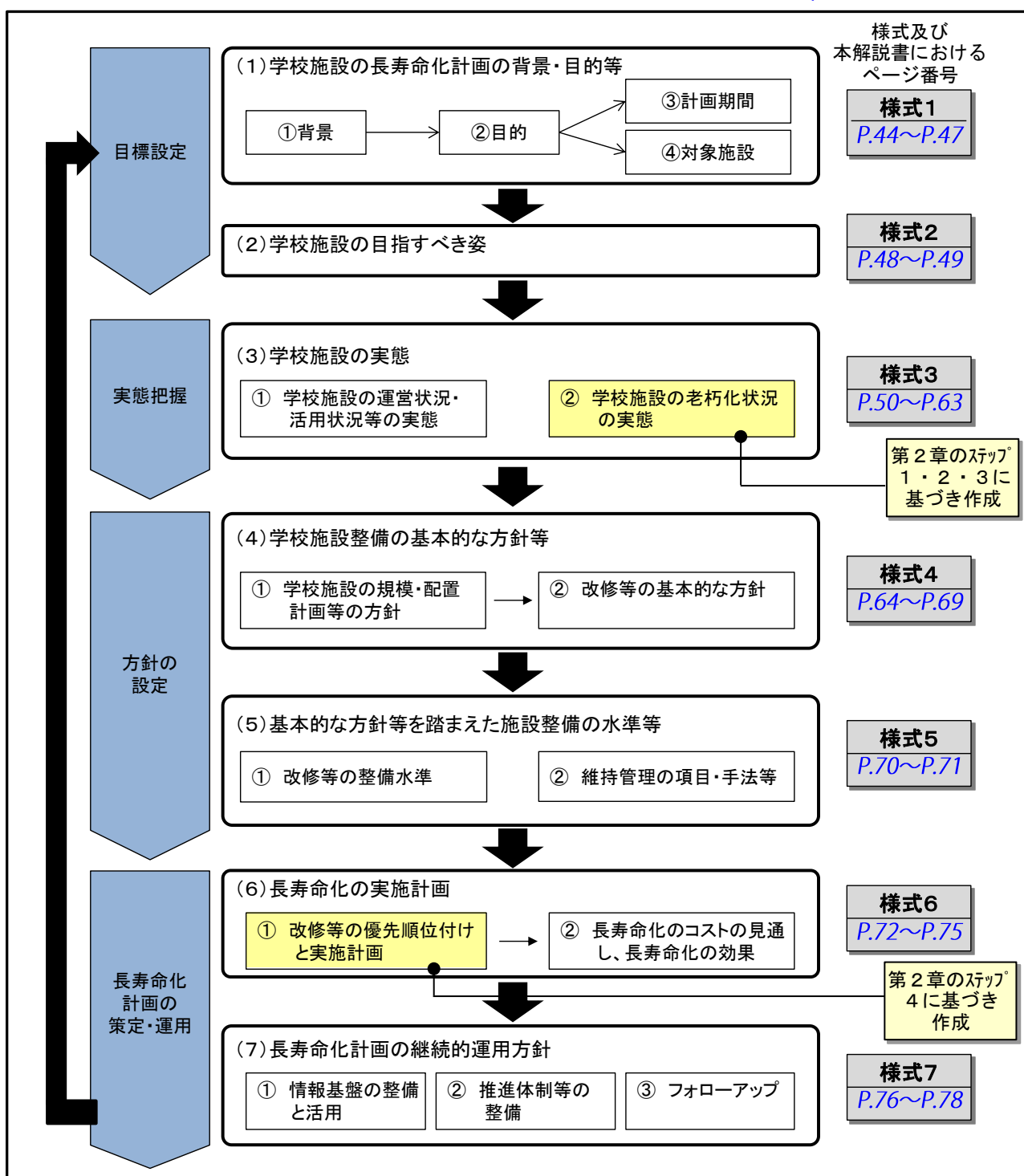
「第4章 先進的な取組事例」では、長寿命化を図るだけでは財政的な課題が解消されない場合に検討することが考えられる複合化・共用化等の事例を紹介する。

「第5章 学校施設の長寿命化計画の策定事例」では、先行して学校施設の長寿命化計画を策定している地方公共団体の事例を紹介する。

「第6章 参考資料」は、インフラ長寿命化基本計画の概要など、各種関連する資料をまとめたものである。

＜学校施設の長寿命化計画の構成＞

(手引p.13より一部追記)



第2章 計画策定のための建物情報の整理

計画策定のための建物情報の整理は、本解説書付属のエクセルソフトを用いて以下の4つのステップで行うことができる。なお、本章で解説する建物の実態把握の手法は一例であり、地方公共団体において必要に応じて活用していただきたい。

ステップ1 学校施設の全体把握

調査1:対象建物の整理

- ① 公立学校施設台帳の棟別面積表等（以下「学校施設台帳」という。）を基に対象建物の基本情報を「建物情報一覧表」に記入する。
- ② 学校施設台帳と固定資産台帳で、棟番号と床面積の突合せを行う。（任意作業）
- ③ 築年数や工事範囲を考慮して管理する建物を整理する。（任意作業）
- ④ [出力データ①](#)：築年別整備状況（建築年度別床面積の分布）のグラフが自動で作成される。
- ⑤ コスト算出条件として、改築条件（更新周期、改築単価）と、過去の施設関連経費を記入する。
- ⑥ [出力データ②](#)：今後の維持・更新コスト（従来型）のグラフが自動で作成される。

ステップ2 老朽化状況の把握

調査2:構造躯体の健全性の把握

- ① 耐震診断報告書や現地調査結果を基に、今後の維持・更新コストを試算する際に長寿命化改修に適さない可能性があるため「改築」と区分する建物（以下「要調査」建物という。）を選別する。

調査3:躯体以外の劣化状況の把握

- ① 建築基準法 第12条に基づく定期の報告、検査等（以下「12条点検」という。）に合わせて、建物ごとに「劣化状況調査票」を作成する。
- ② その際、5つの部位を評価基準に照らしてA、B、C、Dの4段階で評価する。

ステップ3 今後の維持・更新コストの把握

- ① [出力データ③](#)：建物情報一覧表（「劣化状況調査票」の内容は自動で転記される）が自動で作成される。
- ② コスト算出条件として、更新周期、各種単価を記入する。
- ③ [出力データ④](#)：今後の維持・更新コスト（長寿命化型）のグラフが自動で作成される。

ステップ4 直近の整備計画の策定

- ① 「建物情報一覧表」を参考に個別施設の整備の優先順位を検討し、直近の整備計画を作成する。
- ② [出力データ⑤](#)：直近の整備計画に係るグラフが自動で作成される。

ステップ

1 学校施設の全体把握

建物基本情報を記入するとグラフが自動で作成される

p.14~19

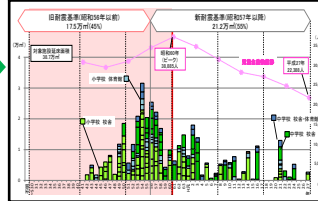
調査1 対象建物の整理

建物基本情報													
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分	学校種別	建物用途	構造	階数	延床面積(m ²)	西暦	築年数
001	1301	A小学校	校舎1	1	5203001(157)	小学校	校舎	RC	3	2,562	1969	S44	46
002	1301	A小学校	校舎2	5	5203001(158)	小学校	校舎	RC	3	1,525	1969	S44	46
003	1301	A小学校	校舎3	10-12	5203001(159)	小学校	校舎	RC	4	1,179	2002	H14	13
004	1301	A小学校	体育館	10-12.3	5203001(160)	小学校	体育館	RC	4	1,408	1970	S45	45
005	1302	B小学校	校舎1	2-1	5204001(161)	小学校	校舎	RC	3	1,819	1964	S39	51

(毎年度更新)

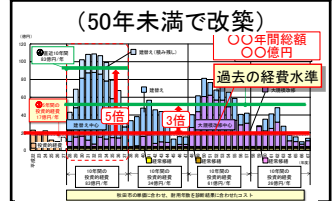
出力データ①

築年別整備状況



出力データ②

今後の維持・更新コスト(従来型)



ステップ

2 老朽化状況の把握

p.20~33

調査2 構造躯体の健全性の把握

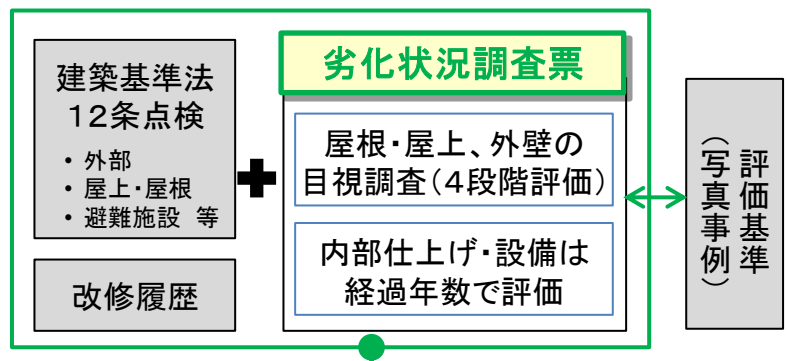
RC造の場合、耐震診断時データ等の圧縮強度から評価し「要調査」建物を選別

簡易調査													
構造躯体の健全性										要調査			
区分	建物用途	構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度	築年数	耐震安全性	調査年度	補修年度	圧縮強度(N/mm ²)	試験上の区分	長寿命判定	要調査
校舎	RC	3	2,562	1969	S44	46	旧	済	済	H10	24.9	長寿命	
校舎	RC	3	1,525	1969	S44	46	旧	済	済	H10	26.2	長寿命	
校舎	RC	4	1,179	2002	H14	13	新	-	-	-	-	長寿命	
体育館	RC	4	1,408	1970	S45	45	旧	済	済	H10	25.3	長寿命	
校舎	RC	3	1,819	1964	S39	51	旧	済	済	H7	13.1	要調査	●

「要調査」建物は「改築」として試算

調査3 躯体以外の劣化状況の把握

- 12条点検と合わせて専門家により3年に1回実施
- 劣化状況を部位別に4段階で評価



ステップ

3 今後の維持・更新コストの把握

p.34~39

出力データ③

建物情報一覧表

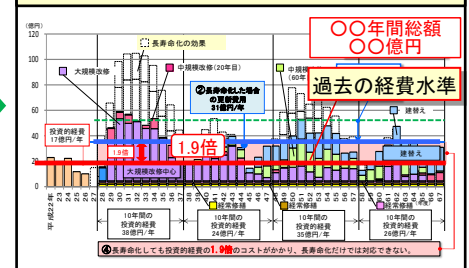
建物情報一覧表													
建物基本情報										劣化状況評価			
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分	学校種別	建物用途	構造	階数	延床面積(m ²)	西暦	築年数
001	1301	A小学校	校舎1	1	5203001(157)	小学校	校舎	RC	3	2,562	1969	S44	46
002	1301	A小学校	校舎2	5	5203001(158)	小学校	校舎	RC	3	1,525	1969	S44	46
003	1301	A小学校	校舎3	10-12	5203001(159)	小学校	校舎	RC	4	1,179	2002	H14	13
004	1301	A小学校	体育館	10-12.3	5203001(160)	小学校	体育館	RC	4	1,408	1970	S45	45
005	1302	B小学校	校舎1	2-1	5204001(161)	小学校	校舎	RC	3	1,819	1964	S39	51
006	1302	B小学校	校舎2	2-2	5204001(162)	小学校	校舎	RC	3	1,744	1970	S45	45
007	1302	B小学校	校舎3	11	5204001(163)	小学校	校舎	RC	3	811	1980	S35	35
008	1302	B小学校	体育館	11	5204001(164)	小学校	体育館	S	2	668	1972	S47	43
009	1303	C小学校	校舎1	1	5205001(165)	小学校	校舎	RC	3	3,010	1970	S45	45
010	1303	C小学校	校舎2	2	5205001(166)	小学校	校舎	RC	3	1,750	1972	S47	43

- 対象建物の整理
- 計画策定段階における長寿命化の可否の判定
- 健全度の算定、改修の優先順位付け

転記

出力データ④

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



- 複数条件によるシミュレーション(改築・改修・修繕の周期)(単価設定)(任意項目の積上げ)

ステップ

4 直近の整備計画の策定

出力データ⑤

直近の整備計画

p.40~41

1 学校施設の全体把握

調査1 対象建物の整理

学校施設台帳を基に、対象建物の基本情報を「建物情報一覧表」に記入する。

原則として次の建物を対象とする。

- ・ 校舎・園舎（渡り廊下、昇降口等の機能上不可分な小規模な建物を含む）
- ・ 体育館（武道場を含む）
- ・ 給食室（給食センターを含む）
- ・ 寄宿舎

小規模な建物（倉庫、部室、便所、概ね200㎡以下の建物等）は対象外としてもよい。

調査1の結果「建物情報一覧表」に基づき、エクセルソフトにより、出力データ①《築年別整備状況》と出力データ②《今後の維持・更新コスト（従来型）》が自動で作成される。なお、出力データ②の算出条件である、過去の施設関連経費や改築実施年、単価については、ステップ3で解説する。（[p.36～37参照](#)）

用途区分は、築年別整備状況や今後の維持・更新コストの算定に必要となるため、記入（選択）すること。

延床面積について、学校施設台帳における「保有面積」と「保有控除面積」を足した値を延床面積とする。なお、学校施設台帳の床面積と建築基準法の延べ面積、及び固定資産台帳上の面積は、それぞれ算定基準が異なるため合致しないことがある。これらの突合方法については後述する

（[p.18参照](#)）が、建物情報一覧表の作成にあたっては、どの面積を採用するかルールを明確にして作業すること。

プール、グラウンド及び共用設備（受変電、自家発電、受水、排水）等は対象としない。これらに係る今後の維持・更新コストは必要に応じて別途、コストを算出すること。（[ステップ3で解説 p.36～37 参照](#)）

対象建物について、学校施設台帳の棟番号によらず、耐震診断時の建物区分などを参考に実態を表す区分で整理しておく管理しやすくなる。（[p.19参照](#)）

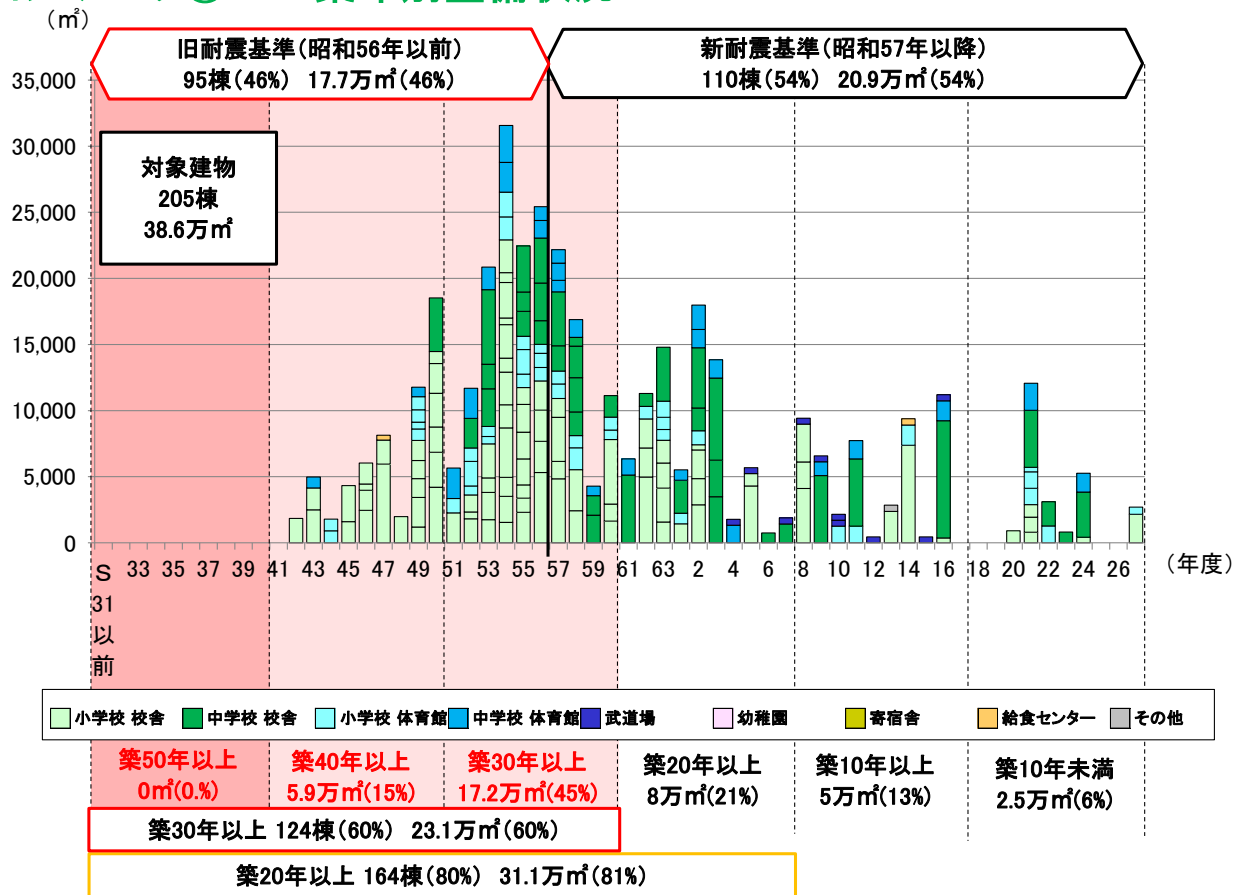
《記入例》

建物情報一覧表

基準 2015

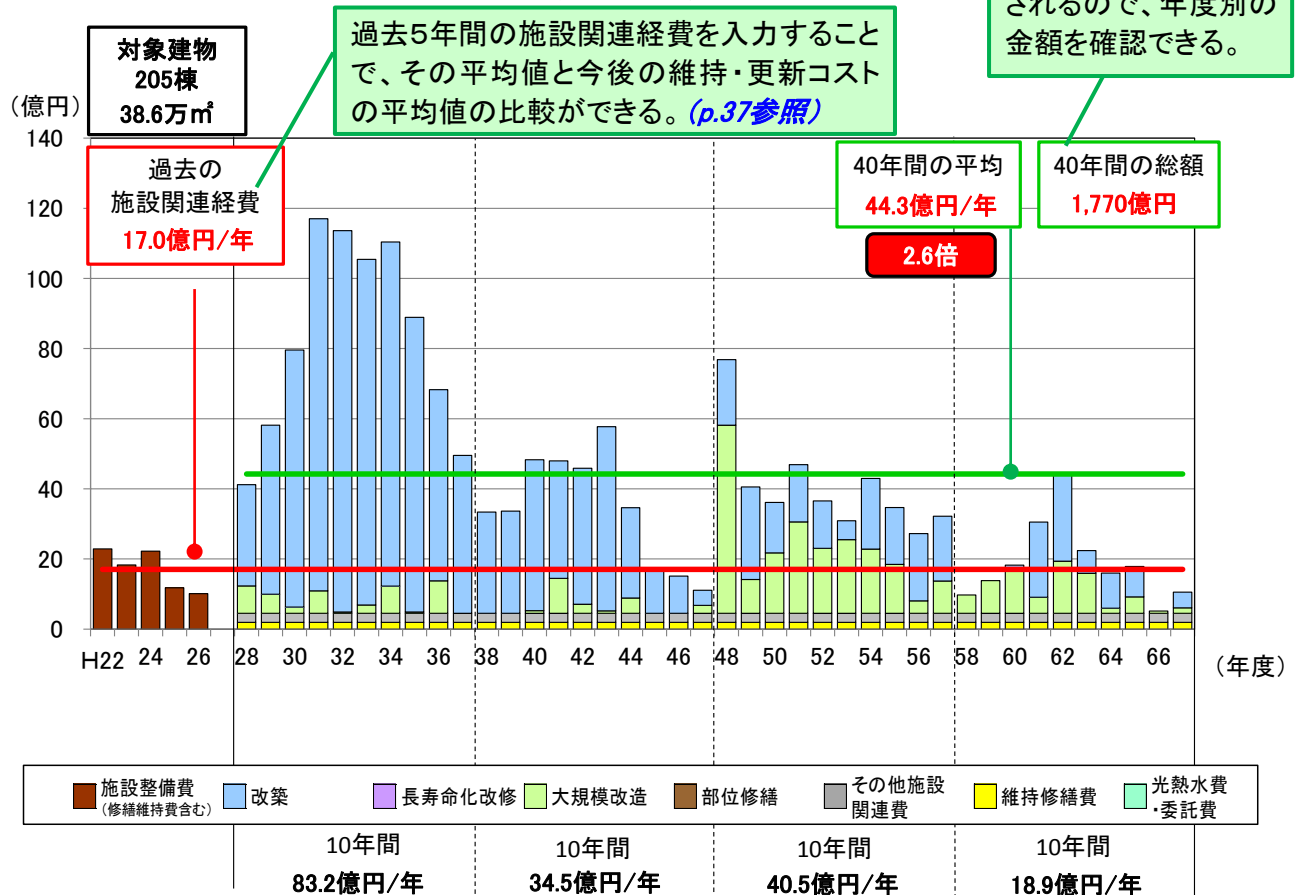
建物基本情報													
通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	棟番号	固定資 産台帳 番号	用途区分		構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数
						学校 種別	建物 用途				西暦	和暦	
001	1301	A小学校	校舎1	1	2203001 157	小学校	校舎	RC	3	2,562	1969	S44	46
002	1301	A小学校	校舎2	5	2203001 158	小学校	校舎	RC	3	1,525	1969	S44	46
003	1301	A小学校	校舎3	18-1,2	2203001 159	小学校	校舎	RC	4	1,179	2002	H14	13
004	1301	A小学校	体育館	19-1,2,3	2203001 160	小学校	体育館	RC	4	1,408	1970	S45	45

出力データ① 《築年別整備状況》



出力データ② 《今後の維持・更新コスト(従来型)》

【築50年未満で建替える場合】



グラフのデータテーブル(内訳リスト)が出力されるので、年度別の金額を確認できる。

2 老朽化状況の把握

学校施設の老朽化状況の把握は、調査2「構造躯体の健全性の把握」と調査3「躯体以外の劣化状況の把握」に分けて行う。

調査2 構造躯体の健全性の把握

調査2では、今後の維持・更新コストの試算における「改築」と「長寿命」（長寿命化改修）の区分を明らかにするため、すでに実施されている耐震診断報告書等を基に、長寿命化改修に適さない可能性のある建物を簡易に選別する。工事実施段階においては、耐力度調査に準じた躯体の詳細な調査を行い、さらに経済性や教育機能上などの観点を加え、各教育委員会が個別建物ごとに長寿命化改修の可否を判断する必要がある。

従来のように築50年未満で建替えるのではなく、80年程度の長期間にわたって建物を使用するためには、構造躯体が健全でなければ必要な安全性が確保できない。このため、長寿命化改修に適さない可能性がある建物については、今後の維持・更新コストを試算する上では「改築」と区分して算定する。

計画策定段階の判定

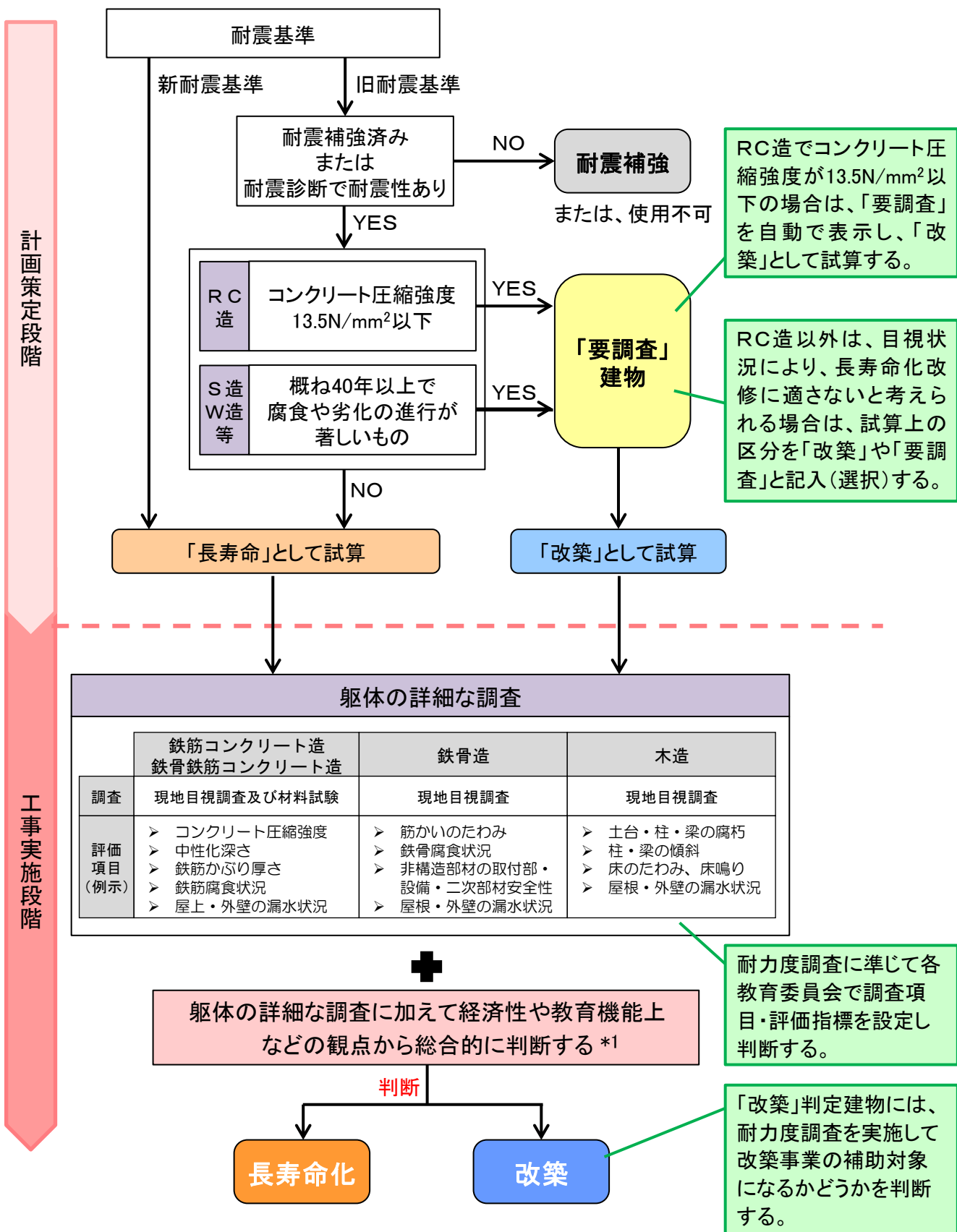
- 旧耐震基準の鉄筋コンクリート造の建物については、耐震診断報告書に基づき、コンクリート圧縮強度が 13.5N/mm^2 以下のもの、及び圧縮強度が不明のものは「要調査」建物とし、試算上は「改築」とする。
- 旧耐震基準の鉄骨造、木造等の建物については、現地調査結果を基に判断し、概ね建築後40年以上で腐食や劣化の著しいものは「要調査」建物とし、試算上は「改築」とする。
- 上記以外は、試算上の区分を「長寿命」とする。

調査2では、この範囲を記入する。

建物情報一覧表

建物基本情報													構造躯体の健全性						
通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	棟番号	固定資 産台帳 番号	用途区分		構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数	耐震安全性			長寿命化判定		
						学校 種別	建物 用途				西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮 強度 (N/mm)	試算上 の区分

長寿命化の判定フロー



*1 例えば、時を重ねて活用され続けた木造建物等は、それ自体が文化財的価値を有することも多く、改築に際しては、こうした観点からの検討も別途行う必要がある。

調査3 躯体以外の劣化状況の把握

調査3では、劣化部位の修繕コストや改修等の優先順位付けを今後の維持・更新コストの算出に反映させるため、ステップ1で整理した対象建物ごとに、「劣化状況調査票」を作成することにより、躯体以外の劣化状況を把握する。

劣化状況調査は、12条点検と共に専門業者等の技術者に委託して実施することが考えられる。

建築基準法第12条では、外壁落下、設備機器の誤作動等による事故を防止するため、建築専門家による定期的な点検を義務付けているが、地方公共団体の別や学校施設の所在地を所管する特定行政庁が学校を点検対象に指定しているかどうかによって、義務付けられる点検の有無や内容が区分されている。しかしながら、建築基準法第8条第1項に、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」とあることから、文部科学省では、12条点検の実施義務がない地方公共団体に対しても、定期的な点検の実施を要請している。

調査3による劣化状況の把握では、建物ごとの屋根・屋上、外壁、設備機器等の劣化状況や改修時期を把握し、建築の専門家による評価を行い、当該評価を踏まえて今後の維持・更新コストを算出することを目的としている。12条点検と調査3による劣化状況の把握については、専門家による現地での点検箇所について、その多くが重複しているため、12条点検の業務委託に含めて、建物ごとの「劣化状況調査票」の作成を委託することが考えられる。

なお、劣化状況調査の項目（5つの部位）は、必要最小限の項目であり、各教育委員会において調査項目を増やす等の対応をしてもよい。

手順

- ① 12条点検の結果を建物ごとに整理し、部位ごとの劣化状況をA, B, C, Dの4段階で評価し、「劣化状況調査票」の評価欄に記入する。
- ② 「劣化状況調査票」はエクセルソフトにて「建物情報一覧表」に転記される。
- ③ 調査1、2、3の結果により出力データ③《建物情報一覧表》が完成する。

《参考例示：劣化状況調査の委託仕様書》

劣化状況調査を12条点検と合わせて委託する場合は、仕様書に下記のように記載することが考えられる。

■ 劣化状況調査

対象建物ごとに、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月文部科学省）」に基づき調査を行い、劣化状況の写真を撮影し整理するとともに、劣化状況調査票を記入すること。

《建築基準法第12条に基づく定期の報告、検査等(12条点検)》

建築基準法では、建築物を適切に維持管理し安全を確保するため、建築物の所有者又は管理者に対し、損傷や腐食等の劣化状況について、定期に、一級建築士等による調査・点検を実施させなければならないとしている（建築基準法第12条）。対象施設・設備、及び調査・点検の項目・方法・判定基準は、国土交通省告示において定められている。

点検周期	点検部位		点検項目	
3年以内 ごと	建築物(敷 地・構造)	敷地及び 地盤	地盤 敷地 塀 擁壁 等	☐ で囲む項目は、劣化状況調査票と連動する項目を示す。 劣化状況調査票の項目 2 外壁 1 屋根・屋上 3 内部仕上げ ☐ で囲む項目以外についても、指摘があれば特記事項に記入する。
		建築物の 外部	基礎 土台(木造に限る。) 外壁(躯体等、外装仕上げ材等、窓サッシ等、広告板等)	
		屋上及び 屋根	屋上面 屋上周り 屋根 機器及び工作物	
		建築物の 内部	防火区画 壁の室内に面する部分(躯体等、防火区画を構成する壁) 床(躯体等、防火区画を構成する床) 天井 照明器具・懸垂物等 石綿等を添加した建築材料	
		避難施設 等	避難上有効なバルコニー 階段 排煙設備等 非常用の照明装置	
		その他	特殊な構造(膜構造建築物の膜体・取付け部材等、免震構造建築物の免震層・免震装置) 避雷設備 煙突	
1年以内 ごと	建築設備 (昇降機を 除く)	昇降機	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	4 電気設備
		防火設備	防火戸 防火シャッター等駆動装置との連動	2 外壁 3 内部仕上げ
		換気設備	(居室等の)機械換気設備 (調理室等の)自然換気設備及び機械換気設備 (居室等の)防火ダンパー 等	5 機械設備
		排煙設備	排煙機 その他(機械排煙設備の排煙口・排煙風道、防火ダンパー、特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口・給気風道・給気送風機) 特殊避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口 可動防煙壁 自家発電装置 エンジン直結の排煙機	
		非常用の 照明装置	電池内蔵形の蓄電池 電源別置形の蓄電池 自家発電装置	4 電気設備
		給水設備 及び排水 設備	飲料用の配管及び排水配管 飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ 排水槽 給湯設備 排水再利用配管設備 その他(衛生器具、排水管)	5 機械設備

3 今後の維持・更新コストの把握

調査1、2、3を実施すると出力データ③《建物情報一覧表》が完成する。本表を用いて、今後の維持・更新コスト（長寿命化型）を算出する。

建物情報一覧表は、対象建物の基本情報、構造躯体の健全性、躯体以外の劣化状況を一覧表として整理したものである。これにより、長寿命化改修に適さない可能性のある建物、劣化が進んでいる建物などを抽出することができる。

なお、各教育委員会において、本表にls値やアスベスト対策の有無などの項目を追加する等、今後の施設管理に活用することが考えられる。

出力データ③ 《建物情報一覧表》

調査1 対象建物の整理

建物情報一覧表

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上 基準 2015

建物基本情報

通し 番号	学校 調査 番号	施設名	建物名	棟番号	固定資 産台帳 番号	用途区分		構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数
						学校 種別	建物 用途				西暦	和暦	
001	1301	A小学校	校舎1	1	2203001 157	小学校	校舎	RC	3	2,562	1969	S44	46
002	1301	A小学校	校舎2	5	2203001 158	小学校	校舎	RC	3	1,525	1969	S44	46
003	1301	A小学校	校舎3	18-1,2	2203001 159	小学校	校舎	RC	4	1,179	2002	H14	13
004	1301	A小学校	体育館	19-1,2,3	2203001 160	小学校	体育館	RC	4	1,408	1970	S45	45
005	1302	B小学校	校舎1	2-1	2204001 161	小学校	校舎	RC	3	1,819	1964	S39	51
006	1302	B小学校	校舎2	2-2	2204001 162	小学校	校舎	RC	3	1,744	1970	S45	45
007	1302	B小学校	校舎3	17	2204001 163	小学校	校舎	RC	3	911	1980	S55	35
008	1302	B小学校	体育館	7	2204001 164	小学校	体育館	S	2	668	1972	S47	43
009	1303	C小学校	校舎1	1	2204001 165	小学校	校舎	RC	3	3,010	1970	S45	45
010	1303	C小学校	校舎2	2	2204001 166	小学校	校舎	RC	3	1,750	1972	S47	43
011	1303	C小学校	体育館・特別 教室棟	3	2204001 167	小学校	体育館	RC一部S	2	789	1971	S46	44
012	1025	D小学校	校舎1	31	2205001 168	小学校	校舎	RC	3	3,807	1997	H9	18
013	1025	D小学校	校舎2	32-1,2	2205001 169	小学校	校舎	RC	3	3,565	1997	H9	18
014	1025	D小学校	体育館	33	2205001 170	小学校	体育館	RC	2	2,155	1997	H9	18
015	1013	E小学校	校舎1	2-1	2206001 171	小学校	校舎	RC	4	1,417	1978	S53	37

健全度の読み取り方

- 健全度40点未満なら優先的に長寿命化改修等の対策を講じることが望ましい。
- 健全度の点数に関わらず、C、D評価の部位は、修繕・改修が必要

5つの部位の劣化状況の評価を建物ごとに集計することで、現時点での当該建物の健全度を相対的に示す指標が算出される。健全度は、優先的に改修する建物の順位付けを行う際に参考にすることができる。

調査2						調査3						
構造躯体の健全性						躯体以外の劣化状況						
						A : 概ね良好 B : 部分的に劣化 C : 広範囲に劣化 D : 早急に対応する必要がある						
構造躯体の健全性						劣化状況評価						備考
耐震安全性			長寿命化判定			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)	
基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度 (N/mm ²)	試算上の区分							
旧	済	済	H10	24.9	長寿命	C	D	B	A	C	52	
旧	済	済	H10	26.2	長寿命	A	A	C	C	C	62	
新	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100	
旧	済	済	H10	25.3	長寿命	D	D	C	A	C	37	
旧	済	済	H7	13.1	要調査	D	D	D	D	D	10	
旧	済	済	H7	27.4	長寿命	D	D	C	A	C	37	
旧	済	-	H7	25.8	長寿命	B	B	B	B	B	75	
旧	済	-	-	-	長寿命	C	C	C	C	C	40	
旧	済	済	H26	18.5	長寿命	B	C	C	B	B	52	
旧	済	済	H26	18.7	長寿命	C	C	B	D	A	56	
旧	済	済	H26	23.1	長寿命	C	C	D	B	C	33	
新	-	-	-	-	長寿命	A	B	A	B	B	86	
新	-	-	-	-	長寿命	A	B	A	B	B	86	
新	-	-	-	-	長寿命	A	C	A	B	B	76	
旧	済	-	H13	19.8	長寿命	A	D	B	C	C	50	

4 直近の整備計画の策定

建物情報一覧表の「構造躯体の健全性」や「劣化状況評価」などを参考に各教育委員会が個別施設の整備の優先順位を検討し、各教育委員会の予算状況に応じて、直近の整備計画を策定する。

- ・ 整備計画表に学校名・事業費を入力することで、直近5年の整備計画を集計・グラフ化する。
- ・ 各教育委員会において個別施設の整備の優先順位を検討し、予算状況を踏まえて直近5年の個別施設の整備計画に、各事業を実施する学校名及び国庫補助額を含む総事業費を年度ごとに記入することで、出力データ⑤が自動的に作成される。
- ・ 整備計画については、財政部局、営繕部局などを含めた全庁的な体制で決定することが望ましい。
- ・ 文部科学省の「建築計画（6月調査）」の際に、毎年度見直しすることが望ましい。

（参考）対象事業

対象事業名		事業内容
施設整備費	新增築事業	統廃合や分離新設校新築、増築事業等が該当する。
	改築事業	危険改築、不適格改築等が該当する。
	耐震化事業	防災機能強化事業（非構造部材の耐震化のみ）、耐震補強、大規模改造（補強）等が該当する。
	長寿命化改良事業	長寿命化改良事業が該当する。
	大規模改造（老朽）	大規模改造（老朽）が該当する。
	防災関連事業	防災機能強化事業（非構造部材の耐震化を除く）が該当する。
	トイレ整備	大規模改造（トイレ）が該当する。
	空調設備	大規模改造（空調）が該当する。
	障害児等対策	大規模改造（障害）が該当する。
	特別支援学校の整備	特別支援学校の新築、改築、改修等が該当する。
	部位修繕	建物情報一覧表のC及びD評価等、部分的に優先度の高い事業が該当する。
その他施設整備費		プール、グラウンド等、上記の施設整備費に含まれない整備費が該当する。

記入表《直近5年の個別施設の整備計画》

(百万円)

事業名称	年度	2017		2018		2019		2020		2021	
		H29		H30		H31		H32		H33	
		学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費	学校名	事業費
施設整備費	新增築事業										
	改築事業										
	耐震化事業 (非構造部材の 対策含む)										
	長寿命化改修										
	大規模改造(老朽)										
	防災関連事業										
	トイレ整備										
	空調整備										
	障害児等対策										
	特別支援学校の整備										
	部位修繕										
	その他施設整備費										
	維持修繕費										
	光熱水費・委託費										
合 計			0		0		0		0		0

出力データ⑤ 《直近の整備計画》

(百万円)

